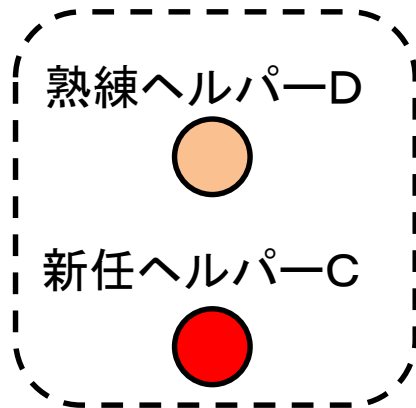


重度訪問介護における 同行支援の取扱いについて

神戸市障害者支援課

令和6年9月

制度概要イメージ①



新任ヘルパーCは本来ヘルパーが一人で支援に入る時間(1人付の決定時間)に熟練ヘルパーDに同行してもらい、2人でサービス提供を行う。(申請と支給決定が必要)

新任ヘルパーCは熟練ヘルパーDに同行してもらえるのは支援に入る区分6の利用者全員あわせて120時間が上限となる。

例えばCが利用者Aに対し100時間Dと一緒に支援した場合、利用者Bへの支援でDと一緒に支援できるのは20時間までとなる。

区分6の重度訪問介護利用者A



区分6の重度訪問介護利用者B

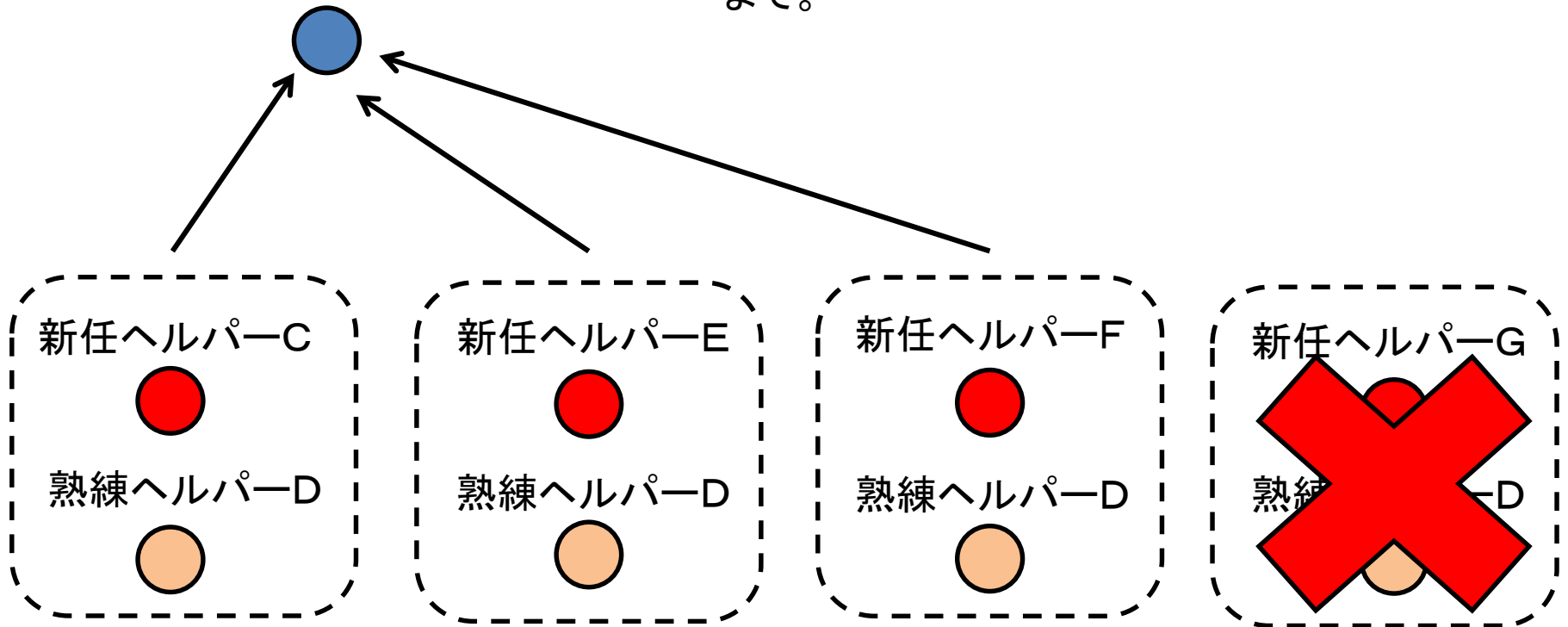


対象となる利用者は、区分6の重度訪問介護の利用者。
区分4・5の者は対象外。

制度概要イメージ②

区分6の重度訪問介護利用者A

利用者Aが同行支援の制度で支援してもらえるのは、1年間で新任ヘルパー3人まで。



時間数

新任ヘルパー毎に120時間以内

- ・利用者ごとに120時間ではない点に注意
- ・新任ヘルパーCが複数の区分6の利用者に対し、同行支援で支援する場合、Cは利用者全員あわせて120時間以内の同行支援の算定となる。
- ・Cについて同行支援で何時間算定しているか、Cの事業所が管理しなければならない。
- ・各利用者の同行支援利用可能時間は同行支援の支給決定時間数。

人数

一人の利用者につき、年間3人の新任ヘルパーまで算定可能。

・年間の考え方は、利用者の誕生日までの1年間とする。

・申請書において申請していない新任ヘルパーに係る算定は不可。

・事業所ごとに年間3人ではないため、複数事業所を利用している利用者に係る申請に当たっては早い者勝ちにならぬよう申請前に事業所間で連絡調整したうえで申請すること。

申請までの流れ

同行支援の利用は、「同行支援の支給決定」がなければ利用できない。
申請については以下の点に注意すること。

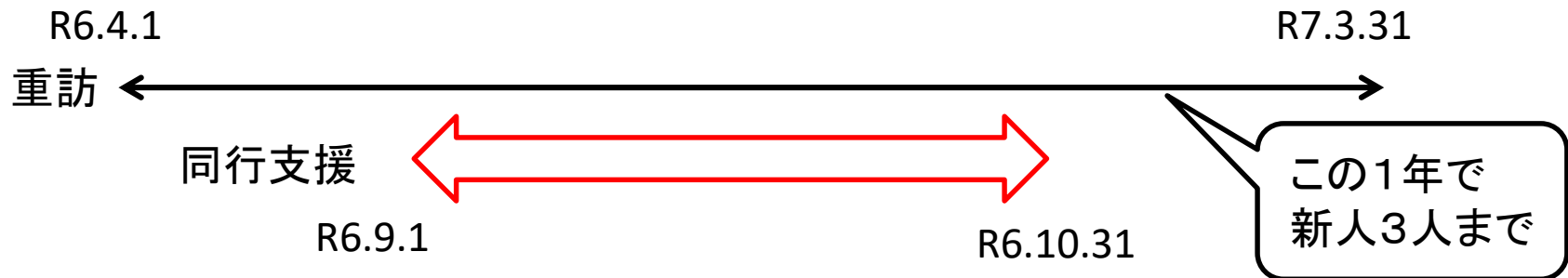
- ①複数事業所を利用中の利用者の場合は、早い者勝ちとならないよう事前に事業所間で連絡調整
- ②総費用額の増加に伴い、利用者負担も増加する可能性があるため、事業所から利用者に制度内容について説明し、同意を取ること
- ③事前に各区役所に相談すること

期間と提出書類について①

例) 誕生日3月

重度訪問介護 支給期間: R6.4.1~7.3.31

ア: 重度訪問介護の支給期間の途中に同行支援

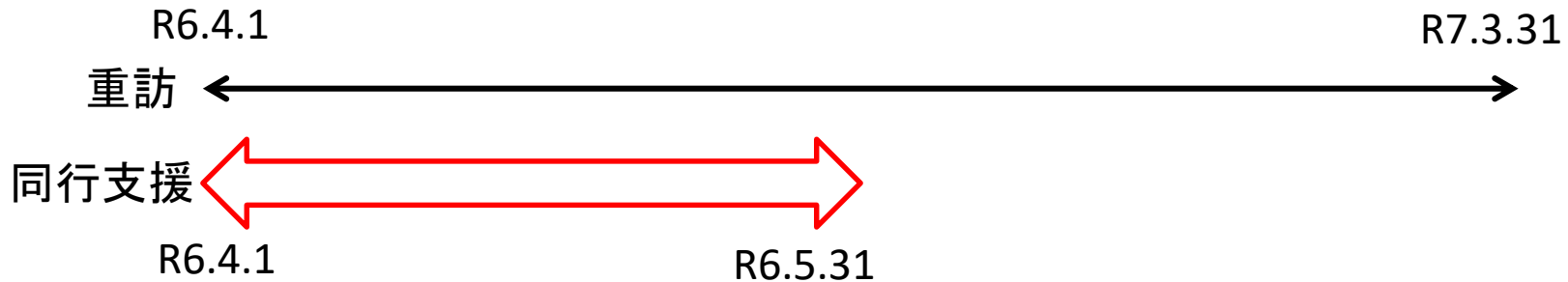


提出書類: 受給者証、同行支援申請書

※同行支援のためのサービス等利用計画案やセルフプランは不要

期間と提出書類について②

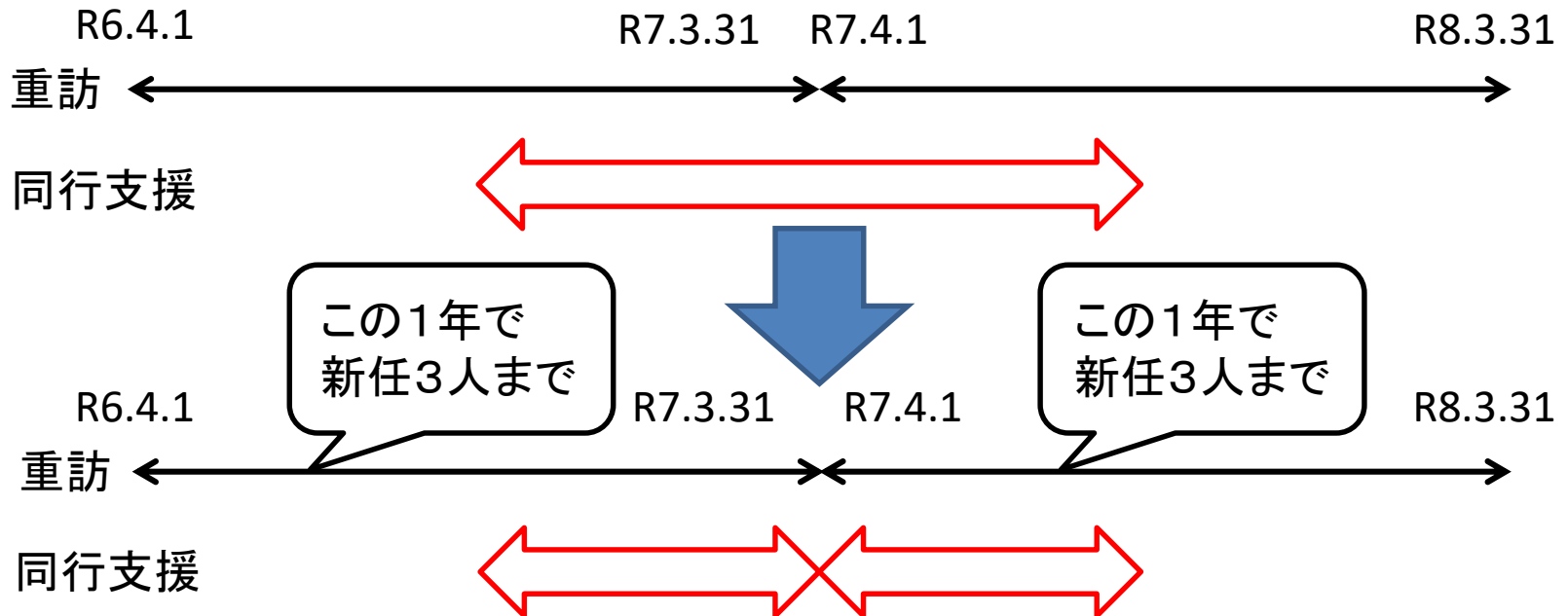
イ: 重度訪問介護の支給期間のはじめから同行支援



提出書類: 重度訪問介護のサービスの申請書類一式(更新のため。サービス等利用計画案又はセルフプラン含む)、同行支援申請書

期間と提出書類について③

ウ: 支給期間をまたぎ、同行支援



提出書類: 受給者証(R6.4.1~7.3.31)、同行支援申請書① (R7.3.31までの分)、重度訪問介護のサービスの申請書類一式 (更新のため)、同行支援申請書②(R7.4.1からの分)

受給者証について

重度訪問介護の基本の支給決定内容

	支給決定内容		介護給付費
障害支援区分	区分 6	認定有効期間	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
重度訪問介護	支給期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
	支給量等	160時間/月	市町村認印 押印省略

新任ヘルパーの人数。
申請した新任ヘルパーのみ利用可。

重訪の基本の支給決定時間である160時間/月のみ記載。
(同行支援での50時間/月は含まない。)

(特記事項欄)

同行支援可 (令和〇年〇月～〇月 2人 50時間/月)

同行支援でのサービス提供は、1人付決定の時間のみ。2人付時間での同行支援は不可。

新任ヘルパー2人
合わせて50時間/月

受給者証別冊（契約内容等記入表） への記載について

同行支援の支給決定後、新規採用ヘルパーが同行支援で支援に入る事業所は、他の事業所に同行支援の利用状況がわかるよう、受給者証別冊に、

- ①同行支援を利用する期間
 - ②利用する新規採用ヘルパーの人数
 - ③月の時間数
- を欄外に記入すること。



記入例

(七)

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、
重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護)事業者記入欄

1	事業者及びその事業所の名称	神戸介護事業所
	サービス内容	重度訪問介護
	契約支給量(/月)	160 時間 分
	契約日	令和6年 4月 1日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和7年 1月 15日
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

R6.4.1~R6.10.31
同行支援 2人
月 50時間

Q & A ①

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2(令和6年4月5日)」より抜粋

(熟練従業者による同行支援)

問 18 勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

(答)

対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

Q & A ②

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 (平成30年3月30日)」より抜粋

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について①)

問37 「新規に採用された従業者」及び「熟練した重度訪問介護従業者」について、介護福祉士ではないこと又は介護福祉士であること等の要件はあるのか。

(答)

従業者が介護福祉士であること等の要件はないが、「熟練した重度訪問介護従業者」とは、「当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者」であることに留意されたい。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について②)

問38 当該加算の決定はどのように行うのか。

(答)

重度訪問介護の支給決定に当たり、障害福祉サービス受給者証に「同行支援可(○人、○○時間○○分)」と記載されたい。

なお、本加算は、障害支援区分6の利用者の状態像や、重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーのコミュニケーション技術等を踏まえて支給決定するものであることから、基本的には、同行支援を必要とする状況が生じた時点で、支給変更決定等を行うことが想定されるが、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えない。

Q & A③

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について③)

問39 「新規に採用された従業者（採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。）」の「およそ」とは、どの程度の期間の幅が認められるのか。

(答)

基本的には、採用後6ヶ月を経過するまでとするが、新規に採用された従業者が、事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6ヶ月を超えて本取扱いの対象としても差し支えない。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について④)

問40 同時に2人の重度訪問の介護従業者が1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に加算する取扱いの場合と同様、この同行支援の加算についても、二人の従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から請求ができるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

Q & A④

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑤)

問41 新任従業者と熟練従業者の報酬はそれぞれ15%の減算となるが、異なる重度訪問介護事業所で派遣した場合において、熟練従業者の派遣に係る報酬の減算分を、新任従業者が所属する事業所が補填するなどの契約を交わすことはできるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑥)

問42 同行支援中に、新任従業者と熟練従業者が見守りを行っている時間も報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。